

人事院会議議事録

会議日

令和4年3月3日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長
(説明員) (人材局)
佐藤制度班長

議題

適格性審査基準（内閣官房長官決定）の一部改正に対する意見の表明

議事の概要

- 議題「適格性審査基準（内閣官房長官決定）の一部改正に対する意見の表明」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

「適格性審査基準（内閣官房長官決定）の改正について」に対する 回答について

令和 4 年 3 月 3 日

人 材 局

I 概要

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 61 条の 2 に基づき、内閣総理大臣は適格性審査（幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認するための審査）を実施することとされている。その審査の基準は内閣官房長官が定めることとされており（幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）第 3 条第 1 項）、その基準を定めるに当たっては人事院の意見を聴くこととされている（同条第 2 項）。

今般、人事評価の評語区分の見直し（課長級以下の評語の 6 段階化）をされたことに伴い改正の必要が生じたとして、令和 4 年 2 月 21 日付文書（同月 22 日受領）にて、適格性審査基準（平成 26 年 6 月 4 日内閣官房長官決定）の改正案に対する人事院の見解を求められたところである。

提示された改正案は、新たな評語を用いた上で、人事院規則 8—1 2 に規定する指定職級への昇任要件を上回る要件とする従前の基本的な考え方を維持したものとなっていることから、案のとおり改正することに異議がない旨の意見を述べることにしたい。

II スケジュール等

令和 4 年

2 月 22 日 内閣官房長官から人事院総裁宛文書受領

3 月上旬 人事院総裁から内閣官房長官宛文書発出

下旬 適格性審査基準の改正

10 月 1 日 適格性審査基準の施行（人事評価の評語区分見直しの施行と同日）

以 上